巻頭言

「佐村河内氏事件のその後」

理事長　新谷　友良

　協会ニュース４月号で取り上げました佐村河内氏事件のその後です。
佐村河内氏の詐聴を巡っての社会の反応は、聞こえの問題について非常に無理解・誤解に満ちたものでした。協会は３月 26 日に声明文を発表し、聞こえに対する正しい理解を社会に求めましたが、その後の展開は私たちが望んだ方向とは大きくそれてしまいました。

　事件の後、厚生労働省は大学の先生を中心に「聴覚障害の認定方法に関する検討会」を発足させ、佐村河内氏のような事件を起こさないための認定方法の検討を行ってきました。その結果、10 月 30 日「過去に聴覚障害に係る身体障害者手帳の取得歴のない者に対し、２級の診断をする場合はＡＢＲ等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果を添付することとする」方針が決まりました。簡単にいえば、いきなり２級の手帳を申請する場合にはオージオメータを使った検査以外に脳波検査を受ける必要がある、ということです。

　厚労省の検討会では、多くの委員から佐村河内氏の事件は極めて稀なもので、この事件を理由に手帳申請をする聴覚障害者の負担を増やすべきではない、という意見が出ました。それにもかかわらず、「障害認定に嘘、偽りは許さない。そのために善良な申請者の負担が増えてもやむを得ない」とすることで、佐村河内氏事件の決着がつけられたことになります。

　３月の中難協声明文は①聞こえについての正しい理解が社会に広まること、②聴覚障害の認定方法の見直しが、障害者福祉サービスを受けられる人の範囲を狭める方向ではなく、普通の会話や生活音の聞き取りが困難な人を対象に含める世界保健機関（WHO）の基準に合った聴覚障害の認定となること（デシベルダウン）、を求めています。

　今回の決定に当たっての厚労省の説明は、「検討会は障害認定の方法についてのもので、障害に範囲や等級は対象としていない」というものでした。また、障害の範囲について今後検討する考えがないのか聞いたところ、他の障害とのバランスがあって困難との回答で、今回の決定と併せ非常に納得いかないものでした。デシベルダウンの主張を諦めず繰り返していくことが必要と強く感じた「佐村河内氏事件のその後」です。